

## 就学援助費についてのよくある質問

### ●申請について

#### Q. 申請はどのように行えばよいのですか？

A. 1月末から2月頃に各学校で申請書を配付しますので、必要事項を記入し、現在通っている学校へ提出してください。

新小学（前期課程）1年生は、入学予定の学校へ、入学式までに提出してください。

#### Q. 兄弟姉妹がいる場合、それぞれ申請が必要ですか？

A. 個別の申請は不要です。兄弟姉妹がいる世帯は、1枚の申請書で申請を行ってください。その場合、提出先は一番上の兄弟姉妹が通っている学校へ申請書を提出してください。

#### Q. 審査結果はいつ頃わかりますか？

A. 令和3年4月1日から認定となるための締切日までに申請された方で、「児童扶養手当」、「国民年金保険料免除」、「生活保護の廃止・停止」が申請理由の方は、4月末頃に、申請書の住所宛に結果を郵送します。

上記以外の理由で申請された方は、課税状況の確認が可能になる6月中旬頃の審査となりますので、結果は6月末頃に郵送します。

なお、申請書や添付書類に不備がある場合は審査保留となりますので、保留解除となってから随時結果を通知します。

#### Q. 3月末の締切りまでに申請できなかったときは、どうしたらよいですか？

A. 申請は随時受け付けておりますので、年度途中で申請することも可能です。

その場合、認定となるときは申請した月の翌月からとなり、支給される費目や支給額が限られることもありますのでご注意ください。

#### Q. 新入学学用品費支給の認定を受けましたが、新年度の就学援助費の申請は必要ですか？

A. 必要です。

申請をされなかった場合は、4月からの認定ができませんので、給食費等の就学援助を希望する方は必ず申請を行ってください。

#### Q. 給食費等の就学援助を申請して認定になったときは、新入学学用品費も支給されますか？

A. 支給はありません。

新入学学用品費の支給を希望される方は、別途申請が必要ですので、必ず申請を行ってください。

## ●申請書の書き方や添付書類について

**Q. 申請するときの「家族の状況」とは、どこまでの範囲ですか？**

A. 児童・生徒と同じ住居に住んでいる方全員です。また、単身赴任や通学などで別居している生計同一の方も含まれます。

**Q. 家賃負担を証明する書類は、どのようなものを添付したらよいですか？**

A. 賃貸契約をしたときの契約書、家賃が引き落としされたときの通帳コピー、家賃を振り込みしたときの領収書など、申請する方が家賃負担していることがわかる書類を添付してください。

**Q. 児童扶養手当の証書は、どの部分をコピーしたらよいですか？**

A. 受給者氏名、手当月額、支給開始年月、有効期限が記載してある部分をコピーし、添付してください。

**Q. 国民年金保険料免除の通知は、どの部分をコピーしたらよいですか？**

A. 年金事務所から送付される「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」の、住所、氏名、承認期間が記載されている部分をコピーし、添付してください。

**Q. 児童扶養手当や国民年金保険料免除の通知を紛失してしまいましたが、どうしたらよいですか？**

A. 児童扶養手当は市の子ども支援課、国民年金保険料免除の通知は年金事務所へお問合せください。

**Q. 振込口座は、申請者と別の名義でもよいのですか？**

A. 申請者の名義の振込口座としてください。

**Q. 申請理由がNo. 9（世帯員全員について市町村民税が非課税となった）・10（生計同一世帯全員の令和2年中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯）の場合、所得を証明する書類は必要ですか？**

A. 令和3年1月1日現在の住所が北見市の方は、所得を閲覧することの同意をもって証明書類を省略することが可能です。

令和3年1月1日現在の住所が北見市以外の方は、令和2年分の源泉徴収票のコピーや、その時点で住んでいた市町村で発行される令和3年度の課税（所得）証明書を添付してください。